

令和2年度 第1回函館市社会福祉審議会 会議次第

日時：令和2年12月21日（月）

午後6時30分～

場所：函館市役所8階大会議室

- 1 開会
- 2 保健福祉部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 事務局職員紹介
- 5 函館市社会福祉審議会の概要について
- 6 協議事項
  - (1) 委員長の選出について
  - (2) 委員長職務代理者の指名について
  - (3) 専門分科会および審査部会の委員の指名について
  - (4) 福祉拠点の整備について
- 7 その他
- 8 閉会

# 令和2年度函館市社会福祉審議会会議資料

日時 令和2年12月21日(月) 午後6時30分～

場所 函館市役所8階大会議室

資料1	函館市社会福祉審議会委員名簿・・・・・・・・・・	1
	函館市社会福祉審議会臨時委員名簿・・・・・・・・	2
	函館市社会福祉審議会事務局職員名簿・・・・・・・・	2
資料2	函館市社会福祉審議会の概要について・・・・・・・・	3
資料3	函館市社会福祉審議会条例・・・・・・・・・・	4～5
資料4	函館市社会福祉審議会運営要綱・・・・・・・・・・	6～11
資料5	福祉拠点の整備について・・・・・・・・・・	12～17

## 函館市社会福祉審議会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏名	所属団体
池田孝道	函館市社会教育委員の会議
石坂仁	公益社団法人 函館市医師会
岩山静枝	函館人権擁護委員協議会
梅田史恵	函館市地域活動連絡協議会
大槻寅男	社会福祉法人 函館市社会福祉協議会
岡崎圭子	学校法人野又学園 函館短期大学
岡出浩紀	渡島総合振興局保健環境部児童相談室
小倉清春	函館市町会連合会
数又紀和子	函館市民生児童委員連合会
蒲池珠實	社会福祉法人 函館仁愛会
亀井隆	函館保育協会
神田克実	函館市PTA連合会
熊谷儀一	函館市町会連合会
小谷高大	社会福祉法人 侑愛会
佐々木香	函館市女性会議
佐藤秀臣	一般社団法人 函館市身体障害者福祉団体連合会
佐藤浩樹	南北海道知的障がい福祉協会
白幡俊一	学校法人野又学園 函館短期大学
相馬ミエ子	特定非営利活動法人 函館手をつなぐ親の会
椿田恵三	一般社団法人 函館歯科医師会
西口亨	函館公共職業安定所
西口昌司	函館特別支援教育研究会
野澤朝子	一般社団法人 函館市身体障害者福祉団体連合会
船橋優子	函館市民生児童委員連合会
本間哲	公益社団法人 函館市医師会
森谷康文	北海道教育大学 函館校
柳原正明	一般社団法人 函館薬剤師会
若山恵美	一般社団法人 函館市母子寡婦福祉会

## 函館市社会福祉審議会臨時委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
小 笹 明	公益社団法人 函館市医師会	循環器内科
佐 藤 信 清	公益社団法人 函館市医師会	耳鼻咽喉科
志 田 晃	公益社団法人 函館市医師会	呼 吸 器 科
竹 内 秀 一	公益社団法人 函館市医師会	内 科
宮 本 一 成	公益社団法人 函館市医師会	整 形 外 科
吉 田 紳一郎	公益社団法人 函館市医師会	眼 科
渡 部 仁	公益社団法人 函館市医師会	外 科

## 函館市社会福祉審議会事務局職員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
大 泉 潤	保健福祉部長	
本 吉 孝 年	保健福祉部次長	
金 指 真 弓	保健福祉部 地域福祉課長	
加 藤 美 子	保健福祉部 障がい保健福祉課長	
佐 藤 ひろみ	子ども未来部長	
横 田 吉 辰	子ども未来部次長	
小 辻 淳 一	子ども未来部 子育て支援課長	

## 函館市社会福祉審議会の概要について

### 1 設置趣旨

平成17年10月1日の中核市指定に伴い、北海道が所管する地方社会福祉審議会に係る事務権限が委譲され、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき函館市社会福祉審議会を設置したものである。

#### 【社会福祉法第7条第1項】

社会福祉に関する事項を調査審議するため、中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

### 2 審議会の構成

函館市社会福祉審議会	・委員 28人 臨時委員 7人 ・所掌 社会福祉に関する事項を調査審議する
— 民生委員審査専門分科会	・委員 5人 ・所掌 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する
— 身体障害者福祉専門分科会	・委員 13人 ・所掌 身体障害者、知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する
— 審査部会	・委員 3人 臨時委員 7人 ・所掌 身体障害者の障害程度の審査に関する事項を調査審議する
— 児童福祉専門分科会	・委員 10人 ・所掌 児童福祉に関する事項を調査審議する

### 3 審議会の委員

- (1) 委員は、社会福祉事業従事者および学識経験者のうちから市長が任命する。
- (2) 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- (3) 委員の互選により委員長1人を置く。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、職務を代理する。
- (5) 専門分科会および審査部会の委員および臨時委員は、委員長が指名する。
- (6) 委員の任期は、3年とする。
- (7) 臨時委員の任期は、任命に係る特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

### 4 審議会の会議

- (1) 会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、会議の議長となる。
- (3) 会議は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (4) 議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 函館市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する函館市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 委員長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前条（民生委員審査専門分科会にあっては、第6項を除く。）の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第8条 審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第3項の規定により、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。  
別表第2中「

地域審議会の委員	日額 8,600円
----------	-----------

」を「

地域審議会の委員	日額 8,600円
社会福祉審議会の委員および臨時委員	日額 8,600円

」に改める。

**附 則**（平成24年3月22日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 7 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定によりされている届出は、改正後の条例の規定によりされた届出とみなす。

**附 則**（平成26年3月14日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 函館市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市社会福祉審議会条例（平成17年函館市条例第35号）第1条に規定する函館市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 審議会は、市長の監督に属し、その諮問に答え、または関係行政庁に意見を具申するものとする。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 身体障害者および知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉に関する事項
- (4) その他法令等に基づく事項

3 前項各号に掲げる事項の細目の大要は、別紙のとおりとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員28人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 審議会の委員および臨時委員は、市議会の議員、社会福祉事業に従事する者および学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(委員長)

第6条 審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務



を総理する。

(委員長の職務の代理)

第7条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 委員長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第9条 審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く。

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会委員等)

第10条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会長の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 第8条（民生委員審査専門分科会にあつては、第6項を除く。）の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（民生委員審査専門分科会）

第11条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、市議会の議員の選挙権を有する審議会の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党または政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定により指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（身体障害者福祉専門分科会）

第12条 身体障害者福祉専門分科会は、第9条第1項に規定する身体障害者の福祉に関する事項とともに、知的障害者の福祉に関する事項を調査するものとする。

2 身体障害者福祉専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りではない。

3 この要綱に定めるもののほか、身体障害者福祉専門分科会および第14条に規定する審査部会の運営に関する細部の事項は別に定めるものとする。

（児童福祉専門分科会）

第13条 児童福祉専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

（審査部会）

第14条 審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第 15 条 審議会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において統括する。ただし、次の各号に掲げる専門分科会および審査部会の庶務は当該各号に掲げる課において処理するものとする。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| (1)民生委員審査専門分科会      | 保健福祉部地域福祉課    |
| (2)身体障害者福祉専門分科会     | 保健福祉部障がい保健福祉課 |
| (3)児童福祉専門分科会        | 子ども未来部子育て支援課  |
| (4)身体障害者福祉専門分科会審査部会 | 保健福祉部障がい保健福祉課 |

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別紙

1 民生委員審査専門分科会（第2条第2項第1号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
市長が厚生労働大臣に民生委員を推薦する場合における民生委員推薦会の推薦者に対する意見	民生委員法 第5条第2項
市長が民生委員推薦会の推薦者が適当でないと認めるときに、推薦会に民生委員の再推薦を命じる際の意見	民生委員法 第7条第1項
上記において推薦会が再推薦をしないときに、市長が適当と認める者を定め、厚生労働大臣に推薦する際の意見	民生委員法 第7条第2項
市長が民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申する際の同意	民生委員法 第11条第2項
審議会が民生委員の解嘱を審査する際の本人への事前通告	民生委員法 第12条第1項

2 身体障害者福祉専門分科会（第2条第2項第2号関係）

- ・ 身体障害者の福祉に関する事項を調査審議する
- ・ 知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する

〔審査部会〕（第2条第2項第2号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成できる医師を市長が指名する際の意見	身体障害者福祉法 第15条第2項
上記の医師の指定を取り消す際の意見	身体障害者福祉法 施行令第3条第3項
市長が身体障害者手帳の交付申請が法別表に該当しないと認めるには、審議会に諮問しなければならない	身体障害者福祉法 施行令第5条第1項

3 児童福祉専門分科会（第2条第2項第3号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
芸能，出版物，がん具，遊戯等を推薦し，または当該製作者，興業主，販売者等に対し，必要な勧告ができる	児童福祉法 第8条第8項
市長が地域型保育事業の認可を行う場合の意見	児童福祉法 第34条の15第4項 子ども・子育て支援法 第7条第5項
市長が保育所の設置の認可を行う場合の意見	児童福祉法 第35条第6項
設備・運営が最低基準に達せず，かつ有害と認められる児童福祉施設の事業停止命令を市長が行う場合の意見	児童福祉法 第46条第4項
市長が認可外児童福祉施設の事業停止・施設閉鎖命令を行う場合の意見	児童福祉法 第59条第5項
母子家庭等の福祉に関する事項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条
母子福祉資金等貸付金の貸付を市長が停止する場合の意見	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条
母子保健に関する事項	母子保健法 第7条

4 その他（第2条第2項第4号関係）

法令に基づく調査審議事項	根拠法令
市長が老人居宅生活支援事業，老人デイサービスセンター等の事業の制限または停止を命じる場合の意見	老人福祉法 第18条の2第3項
市長が養護老人ホーム，特別養護老人ホームの事業の廃止命令，設置認可を取り消す場合の意見	老人福祉法 第19条第2項

## 福祉拠点の整備について

### 1 目的

近年、核家族化の進行、ひとり親家庭の増加などにより、家庭の力が弱まるとともに、地域の共同体による支援力が低下しており、また、8050問題のように、世帯単位で複数分野の問題を抱えていたり、様々な問題が絡み合って複雑化することにより、制度の狭間に陥り支援を受けられないケースや本人や家族がどこに相談してよいのか分からないようなケースも増加してきている。

こうしたことに対応するため、社会的な孤立を防ぐとともに、公的機関をはじめとする既存の窓口と連携し、各種制度や社会資源に柔軟に繋ぎ、個人・家族が直面する困難に適切に対処する「福祉拠点」を整備し、市民がより身近な場所で包括的な相談・支援を受けられる体制を整えるとともに、各種社会資源との連携・活用を積極的に進め地域で支える福祉の実現を図る。

### 2 概要

#### (1) 組織

市内10圏域の地域包括支援センターに自立相談支援機関を併設し、「多機能型地域包括支援センター」とする。

#### (2) 職員

##### ア 人員配置（常勤・専任）

主任相談支援員	1名
相談支援員兼就労支援員	2名
1福祉拠点当たり	3名×10か所＝30名

##### イ 資格要件

###### (ア) 主任相談支援員

社会福祉士，精神保健福祉士，保健師のいずれかの資格を有する者

###### (イ) 相談支援員兼就労支援員

- a 社会福祉士，精神保健福祉士，保健師，介護支援専門員，キャリアコンサルタント，産業カウンセラーのいずれかの資格を有する者
- b 社会福祉主事で社会福祉士の資格取得の意向のある者
- c 介護福祉士で介護支援専門員の資格取得の意向のある者
- d 自立相談支援機関で相談支援業務に1年以上従事した経験のある者
- e その他の相談支援機関で相談支援業務に3年以上従事した経験のある者

##### ウ 研修要件

(ア) 各相談員研修 28時間（国研修17.5時間＋道研修10.5時間）

(イ) 開設前研修（事業者選定後R4.3まで随時）

### (3) 業務内容

#### ア 「高齢者あんしん相談窓口」業務

- (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業  
介護予防ケアマネジメント業務

#### (イ) 包括的支援事業

- a 総合相談支援業務
- b 権利擁護業務
- c 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- d 生活支援体制整備事業
- e 認知症総合支援事業
- f 地域ケア会議推進事業

#### (ウ) 任意事業

- 住宅改修支援事業

#### イ 自立相談支援機関業務

※担う業務のうち想定される例

#### (ア) 高齢・介護

- a 8050問題
- b ダブルケア

#### (イ) 障がい

- a 精神保健対応
- b 軽度の発達障害者への支援

#### (ウ) ひとり親・子ども

- a 虐待が疑われる児童への対応
- b ひとり親家庭の相談
- c 若年層ひきこもりへのアウトリーチ

#### (エ) 生活困窮・その他

- a 住居確保給付金の相談・受付
- b 生活福祉資金貸付（実施主体：都道府県社協）の斡旋
- c 地域の社会資源の把握・利用調整，開発

#### ウ 社会資源開発業務

圏域内の複数箇所に困りごとの有無や年齢にかかわらず，誰もが集え，多様な交流を行い，地域コミュニケーションを向上させることでソーシャル・インクルージョンの実現に寄与する通いの場や集いの場が発生するよう仕掛けを行う。

### (4) 地域の方が気軽に立ち寄れる工夫について

困りごとを抱えていても自ら相談することが困難な方の発見や，地域における支え手としての連携が期待される民生委員や町会関係者等が，地域ケア会議などの正式な会議を待つまでもなく，気軽に立ち寄り，福祉拠点職員との情報交換や相談を日常的に行うための工夫を求める。

※想定される例

- ・フリースペースの設置（ロビー，ラウンジ）
- ・カフェ的機能の設置
- ・雑誌コーナーの設置
- ・各種相談関係パンフレットコーナーの設置
- ・休憩コーナーの設置
- ・簡単な情報交換を行うためのテーブルとイスの設置

### 3 開設時期等

3年 夏頃 福祉拠点運営事業者選定作業

4年 4月 福祉拠点開設

### 4 事業費（単年度経費10カ所総計）

(1) 自立相談支援機関運営事業費（新設分）	190,000千円
特定財源	36,000千円
一般財源	154,000千円
(2) 地域包括支援センター運営事業費（既存分）	310,000千円
特定財源	179,000千円
一般財源	131,000千円
(3) 合計	500,000千円
特定財源	215,000千円
一般財源	285,000千円



# ●福祉拠点のイメージ

## 高齢・介護

※主な相談・連携先

市) ○高齢福祉課 (高齢者サービス, 高齢者虐待, ひきこもり)  
○介護保険課 (介護サービス)

関係機関) ○居宅介護・介護予防支援事業所  
○訪問系・通所系の居宅サービス事業所  
○地域密着型サービス事業所  
○介護保険施設 (特養, 老健, 療養型)



連携

## 障がい

※主な相談・連携先

市) ○障がい保健福祉課  
(障害児・者サービス, 精神保健相談, 自殺対策, 障害者虐待, ひきこもり)

関係機関) ○障害児・者相談支援事業所  
○障がい福祉サービス事業所  
○発達障害者支援センター  
○精神科医療機関



連携

## 様々な暮らしのお困りごと

8050 問題  
 ダブルケア 病気 ひきこもり 精神保健 自殺 障がい  
 虐待 DV トラブル 住まい ホームレス etc.  
 不登校 子ども ひとり親 借金 貧困 失業

## 相談

## 福祉拠点 (多機能型地域包括支援センター)

既存

拡充

### 高齢者の困りごと支援

相談員(6~12人)

・保健師・社会福祉士  
・主任ケアマネ・ケアマネ

気軽に立ち  
寄れる工夫

### 高齢者以外の困りごと支援

相談員(3人)

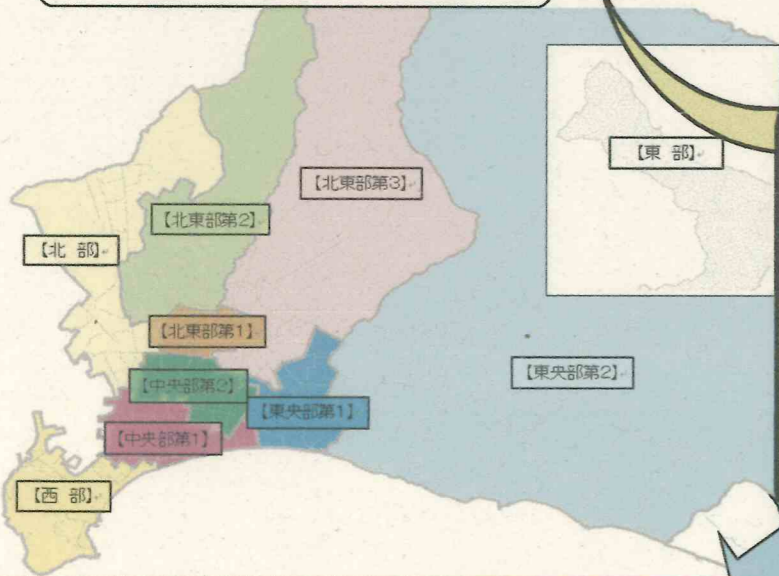
自立相談支援機関  
・社会福祉士等



## アウトリーチ支援

## アウトリーチ支援

## 市内10カ所



## ひとり親・子ども

※主な相談・連携先

市) ○子ども未来部 (ひとり親・子ども支援, DV相談, 虐待等)  
・ひとり親家庭サポートステーション (本庁, 亀田)  
・マザーズサポートステーション (保健センター)  
・ひとり親家庭・女性相談  
○教育委員会 (就学援助, 不登校)

関係機関) ○児童相談所 (児童虐待)



## 生活困窮・その他

※主な相談・連携先

市) ○生活支援課 (生活保護)  
○地域包括ケア推進課 (生活困窮者自立支援 (就労支援, ひきこもり))  
○市民部 (借金, 債務整理) ○都市建設部 (市営住宅等)

関係機関) ○市社協 (生活福祉資金貸付, 成年後見センター)  
○ハローワーク (職業相談, 紹介)  
○法テラス (法律相談)  
○民生児童委員, 在宅福祉委員



## 市民の生活状況に関する調査の結果 概要 (ひきこもりに関する実態調査)

### 1 調査概要

#### (1) 調査の目的

全国的にひきこもりの長期化や高年齢化が問題となっていることを踏まえ、ひきこもり等の困難を抱える市民の実態や当事者のニーズ・課題等を明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

#### (2) 調査対象

- ア 15歳～64歳の函館市民を対象に、単身世帯を除く本人と同居する家族を無作為抽出した。
- イ 民生委員・児童委員は全員とした。

#### (3) 調査時期

令和2年6月30日から8月15日まで

#### (4) 回収結果 ※調査票の配布・回収は、ともに郵送

調査対象	調査数	回収数	回収率
15歳～64歳の函館市民(本人)	5,000	1,915	38.3%
本人と同居する家族	5,000	1,663	33.3%
民生委員・児童委員	702	589	83.9%

### 2 ひきこもり群等の判定

#### (1) 広義のひきこもり群

「Q17 ふだんどのくらい外出しますか」の問いに、下記の5～8のいずれかに回答し、かつ、その状態となって6か月以上たつと回答した者

- 5. 趣味の用事のときだけ外出する
  - 6. 近所のコンビニなどには出かける
  - 7. 自室からは出るが、家からは出ない
  - 8. 自室からほとんど出ない

ただし、次の者を除く

- ア. 身体的病気や妊娠がきっかけで、現在の状態になったと回答した者
  - イ. 自宅で仕事をしているや出産・育児をしている旨を回答した者
  - ウ. 現在の状況を専業主婦・主夫、家事手伝いと回答したか、普段自宅でよくしていることに「家事・育児をする」と回答した者

#### (2) 狭義のひきこもり群

広義のひきこもり群から「5. 趣味の用事のときだけ外出する」を除いた者

### 3 調査の主な結果

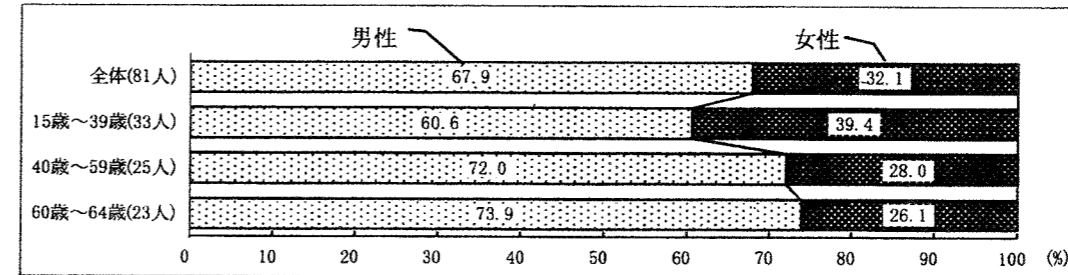
#### (1) 現在ひきこもり状態にある方の推計人数

今回の調査結果における広義のひきこもり群の出現率は4.23%であり、推計数は4,202人、また、狭義のひきこもり群では1.46%で1,536人であった。

(※ 調査対象である15歳～64歳までの単身世帯を除く人口は、101,943人)

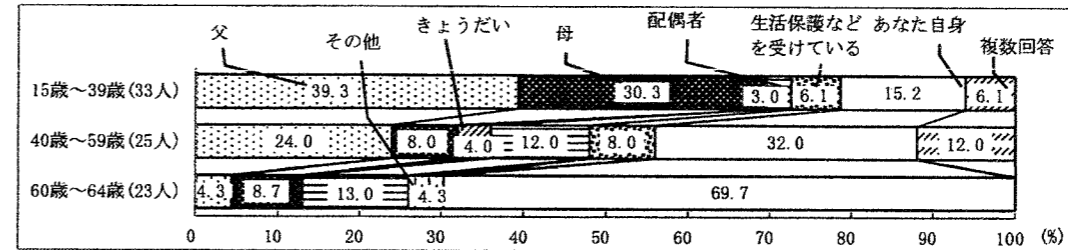
#### (2) 性別 (本人票 Q1)

広義のひきこもり群では男性が6割以上を占める。



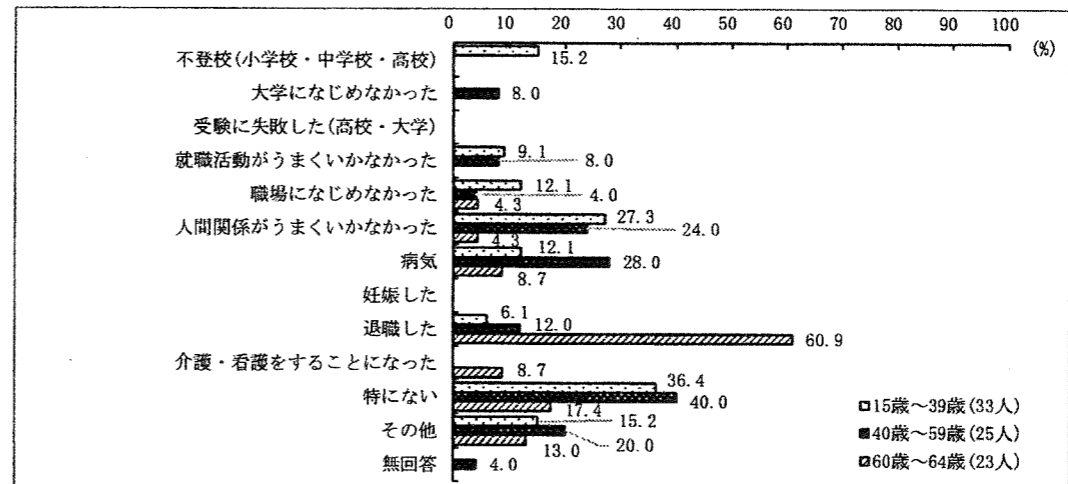
#### (3) 主に家の生計を立てている者 (本人票 Q5)

「父」「母」と回答した者が40歳～59歳で3割以上、60歳～64歳でも1割以上。



#### (4) ひきこもりになったきっかけ (本人票 Q20)

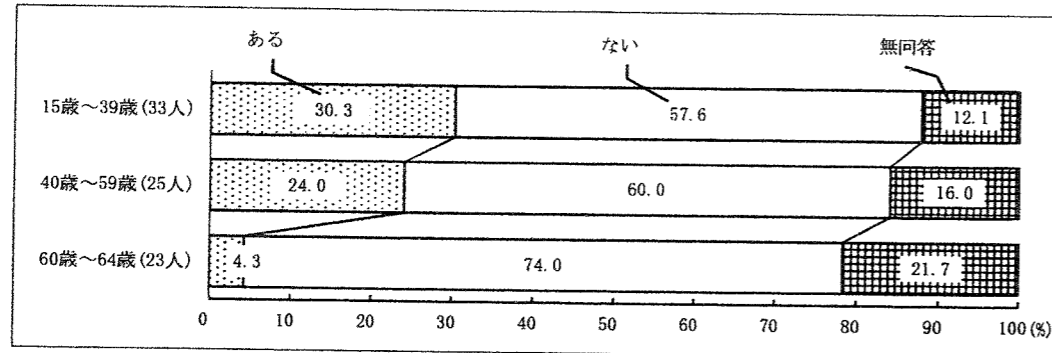
ひきこもりになったきっかけは、15歳～39歳では「人間関係がうまくいかなかったこと」「不登校」などの回答が多く、40歳～59歳では「病気」「人間関係がうまくいかなかったこと」と答えた者が多く、また、60歳～64歳の「退職したこと」をあげた者が多かった。



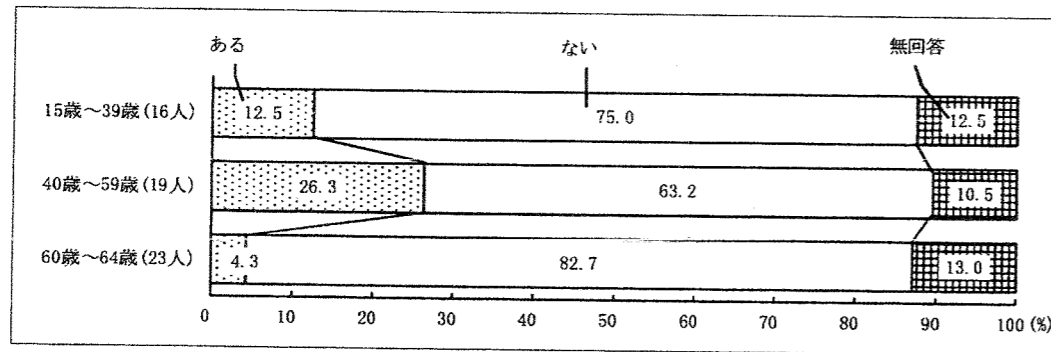
(5) 関係機関への相談

これまでの関係機関への相談の有無についてたずねたところ、各年代ともに「ない」との回答が多かった。

(本人票 Q23)

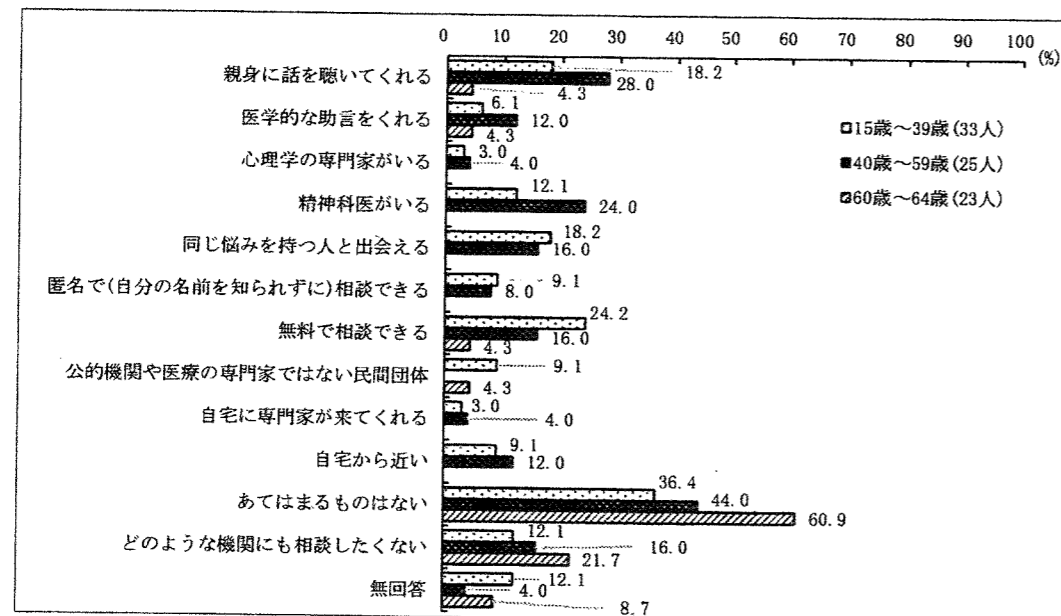


(家族票 Q15)



(6) ひきこもりの相談機関 (本人票 Q22)

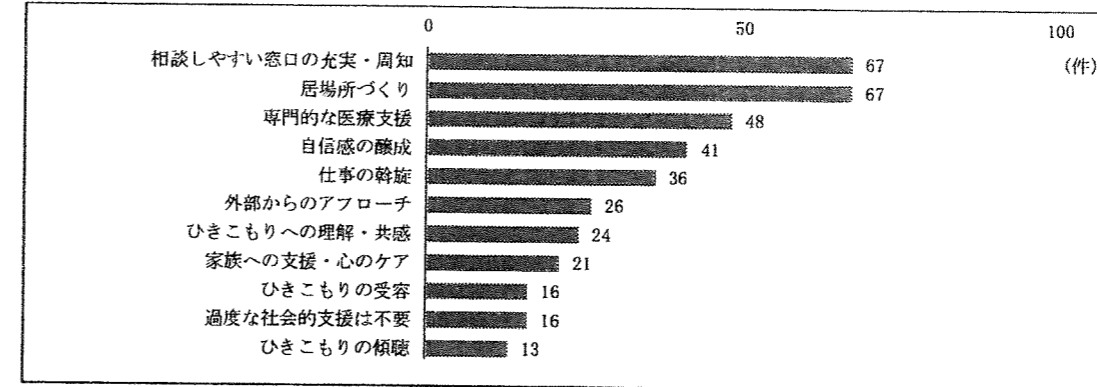
ひきこもりについて、どのような機関なら相談したいかたずねたところ「親身に話を聞いてくれる」「無料で相談できる」「精神科医がいる」などの回答が多かった。



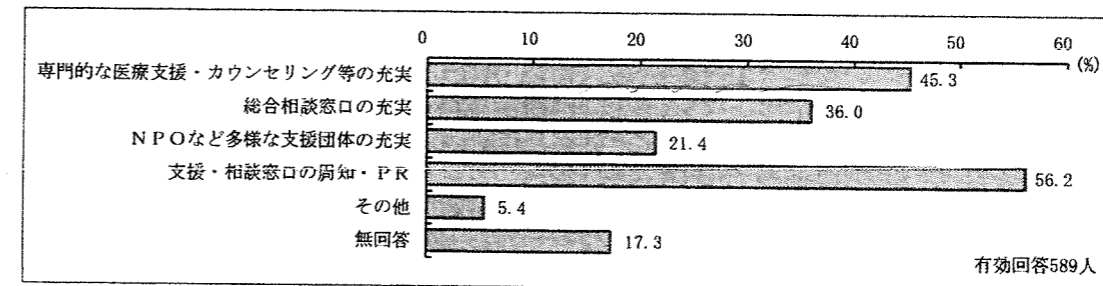
(7) ひきこもりの支援のあり方

ひきこもりの支援については、相談窓口の充実や周知、居場所づくり、専門医・専門家への相談などが必要との回答が多かった。

(家族票 Q20)



(民生委員・児童委員票 問4)



4 調査結果から得られた課題

- (1) 40代、50代のひきこもり者のうち、父や母が主に生計を立てていると回答した割合が3割以上であることから「8050問題」への対応が早急に必要である。
- (2) ひきこもりのきっかけとなる「不登校」や「職場でのメンタルヘルス」の取り組み、定年退職後の社会参加活動の促進などの働きかけが、今後も引き続き重要である。
- (3) 本人、家族とも相談機関に相談したことがないとの回答が多かったが、各年代を通じ、ひきこもりに関する相談を気軽に行える相談支援体制の構築や専門職による対応等が求められている。
- (4) ひきこもりの支援について、家族回答からは、相談窓口などの社会環境の体制づくりのほか、ひきこもり者が集える居場所づくりや外部からのアプローチなどもあげられており、多様な支援が求められている。
- (5) 民生委員・児童委員からの回答で、相談窓口の周知・PRを求める意見が半数以上を占めていたことから、各年代に合わせた周知方法を工夫していく必要がある。